

入札監理小委員会  
第506回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第506回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年6月1日(金)14:25～15:53

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- 共用LANシステム等に係る運用管理支援業務（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）
- 東京国際空港警備業務（国土交通省）
- 大山隠岐国立公園大山寺及び榊水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務（環境省）

2. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、梅木副主査、大山専門委員、小尾専門委員

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）

情報化統括推進室 平本室長、田村情報システム調整役

財務管理部 契約課 阿部課長

（国土交通省）

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

梅野課長、友成空港保安防災企画官、米村課長補佐、小谷専門官、松崎係長

（環境省）

自然環境局 国立公園課 田中課長、立岩課長補佐

中国四国地方環境事務所 国立公園課 藤重課長補佐

中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 西企画官

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第506回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の共用LANシステム等に係る運用管理支援業務の事業評価（案）、国土交通省の東京国際空港警備業務の事業評価（案）、環境省の大山隠岐国立公園大山寺及び榊水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の共用LANシステム等に係る運用管理支援業務の事業評価（案）について、審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、同機構情報化統括推進室平本室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○平本室長 よろしく申し上げます。私、独立行政法人医薬品医療機器総合機構情報化統括推進室室長平本です。よろしく申し上げます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の共用LANシステム等に係る運用管理支援業務の実施状況についてご説明させていただきます。

事業の概要ですが、当機構の共用LANシステム等に係る運用管理支援業務につきましては、競争の導入に係る公共サービスの改革に関する法律に基づき、お手元の資料、資料1に示してありますように、平成26年4月から競争入札により実施しております。平成29年度に実施しました当該事業は2期目となります。

業務内容ですが、当機構における情報基盤として構築されました共用LANシステムですが、これらを安全かつ円滑に運用し、安定的、効率的かつ確実な動作を維持するために、ヘルプデスク業務、稼働状況の確認・監視、利用状況の確認・監視、定例・日常的作業、障害発生時の対応、セキュリティレベルの確保、バックアップとリストア、人事異動等に係る作業、関連機器の運用管理作業の支援を実施するものとなっております。

契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間。

受託事業者は、株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンターとなっております。

実施状況評価期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間としております。

受託事業者決定の経緯ですが、平成28年12月21日の入札事項等説明会にて3者の参加がございまして、平成29年2月2日の入札書及び提案書等の提出期限までに同じく3者からの応札がございました。いずれの者も資格を満たし、かつ入札価格が予定価格の制限の範囲内であったことから、総合評価落札方式（加算方式）による企画プレゼンター

ションを平成29年2月3日に実施し、結果として日本ビジネスデータプロセッシングセンターを落札予定者としました。その後、民間競争入札手続にのっとり、暴力団に係る欠格事項に当たらないことを確認し、平成29年4月1日に契約を締結したものです。

次のページにまいりまして、確保されるサービスの質の達成状況及び評価となります。評価事項は7事項となりますが、まずヘルプデスクへの問い合わせです。ヘルプデスクの問い合わせに対して、受付及び回答を行って、完了とした回答率を維持することを求められております。まず、履行期間中、初回の問い合わせに対しては1時間以内に受付及び回答を行うという一次回答率の通期平均は96.6%でした。また、各月においても、完了とした回答率についても、80%を下回る月はございませんでした。

次に、ヘルプデスクの満足度調査ですが、ヘルプデスクの満足度について、年1回、満足度調査を実施しました。2月に実施したところ、回収率が79%のところ、得点としては84.4ポイントとなりました。

主要サービスの稼働率ですが、各ネットワーク機器の稼働率は各月ごとに97%以上を達成しており、通期平均では99.96%となっております。

その次に、システム運用上の重大障害の件数ですが、通年でシステム上の重大な障害はゼロ件でございました。

サーバ内のデータにつきましての定時バックアップですが、各月で100%を維持することとなっているところですが、この1年間で100%を下回る月は1度だけございました。ただし、この下回った月の原因調査をしたところ、その障害の原因というものが、受託事業者日本ビジネスデータプロセッシングセンターに帰責するものではないということが確認されました。以上のことから、本項も達成目標をクリアしていると評価しています。

その下、※で書いていますが、この障害については、機器の中に自己証明書というものを搭載しているのですが、その証明書の有効期間が切れていたことが原因でした。かつ、その証明書の管理範囲というのは私ども機構の職員の所掌でしたので、先方には帰責がないという判断をしております。

その次に、セキュリティの重大障害の件数ですが、本業務に起因した個人情報等の流出など、セキュリティ重大障害の発生件数はゼロ件でございました。

その次に、ウイルス情報の把握ですが、監視対象としている機器においてコンピュータウイルスへの感染は認められませんでした。送付されたファイルの中にはウイルス用のプログラムもあったのですが、それらについてはいずれも未然に検知し、削除しているとい

うところでは。

最後、4 ページ目、ウイルス定義ファイルの更新ですが、日次の監視業務にて、ウイルス対策ソフト管理サーバ側のウイルスパターン定義ファイルの更新状況を日々確認しております。また、定義ファイルの更新があった際には、運用管理対象になっている端末に、それら定義ファイルの配信が確実に実施されているということを日々確認する運用が行われておりました。

以上のことから、これら質に関する目標というのは全てクリアしていると考えております。

次のページにまいりまして、実施経費の状況と評価に移らせていただきます。実施経費ですが、今回の調達において実施経費は5,199万円となっております。市場化テストを導入する前、平成25年に行った単年度での調達のときに4,711万2,000円でしたので、経費としての増加額は487万8,000円、増加率は10.4%となっております。平成25年度のクライアントPC台数ですが、1,365台、平成29年度、今回の対象は1,600台ということで、経費のPC1台当たりの単価としましては、平成25年度が3万4,514円、平成29年度が3万2,494円と、トータルでの経費は増加しましたが、PC1台当たりでの金額というのは逆に削減されておまして、2,020円ずつ削減されております。

この所要経費の額ですが、前回と比較しまして10.4%の増加とはなりませんが、人員増加に伴う管理対象の台数が増加しているものであるというところを捉えまして、全体的にはクライアントPC1台当たりの単価で比較すると削減されているというところでは、台数は途中で増えるという点は、もともと実施要項5ページ目のところに、機構が新たに機器等を導入する場合についても、それらは全て本業務の対象とするとしているため、台数増加による1台当たりの彼らからすると経費が下がる部分というのは、受託事業者も了解しているものであります。

4項目としまして、民間事業者から改善提案があったかどうかというところですが、今期の受託事業者は、ヘルプデスク業務の品質管理の強化を企画提案時に目標として、先方から我々に提示していただきました。それに従い、彼らはヘルプデスク業務全般の問題点の把握と課題の抽出が適切に実施されたと考えております。その結果、情報共有、情報の整理及び対応手順の再整備による標準化が行われまして、ヘルプデスクのサービス品質の向上が図られたと捉えています。具体的には、業務報告書の改善、ヘルプデスク業務管理

における I T I L 準拠ツールの導入・移行による効率的なタスクの一元管理などが実現されました。これらについては、単年度で終わらせるものではなく、平成30年度の同ヘルプデスク業務に継承されているところです。

さらに、機構職員等が本システムを利用する上で用いるマニュアル等が掲載されているイントラネット及びフォルダのマニュアルの内容についての記載整備というものを行っていましたが、いまだ整理が十分でなかった点について、今回対応を行いました。具体的には、上記で把握された問題点について利用者の理解が深まるよう、マニュアルの記載整備を実施したということです。

全体的な評価としましては、繰り返しになりますが、平成29年4月から平成30年3月までの実績としまして、作業内容にあげられている業務について重大な問題は発生しておりません。各種ネットワーク機器の稼働率は99.96%であることから、設定しているサービスの質は担保されていると評価しています。

さらに、障害発生時の対応ですが、システムの運用においては、障害発生から復旧完了までの期間が長期化するような事例は発生しておりません。サービス稼働率が99.9%を下回るような事態も発生しておりませんことから、適切な障害対応が行われていたと評価しております。

ヘルプデスクの満足度ですが、この1年間のヘルプデスク業務につきましてアンケートをとったところ、基準スコアとしている75点を上回る得点を得ることができました。市場化テスト方式で4年間運営しておりますが、その中で最も高い満足度を得られたところから、今期のヘルプデスク事業者に対しての利用者からの一定以上の評価は得たものと捉えています。

最後、ヘルプデスクの問い合わせ対応ですが、ヘルプデスクの対応に対して、従来我々が用いていたエクセル等を用いた管理方法から I T I L 準拠のツールによる導入ということが提案されまして、その提案による管理がなされた結果、問い合わせに対する業務効率化と回答内容の正確性の確保が実現されるなど、従前に比してサービスの質が向上したという評価をしております。

以上のように、実施要項において設定したサービスの質は確保されておりますし、システムを安全かつ円滑に運用し、安定的、効率的かつ確実な動作を維持するという目的は、達成しているものと評価しております。

事業の実施状況と今後の取り組みですが、本事業の市場化テスト導入は今回が2期目で

ありますが、事業全体を通して、以下5点を考えております。

実施期間中に受託事業者が改善指示を受ける、もしくは業務に係る法令違反等の行為はございませんでした。

実施状況については、平成30年5月22日、当機構と委嘱契約を締結している外部の有識者（CIO補佐）によるチェックを受けております。

3点目に、前回の入札時、市場化テストの1期目は、複数年度の契約でしたが、今回はサーバ機器の更改の可能性がございましたため、混乱を避けるために単年度契約といたしました。入札に当たっては実施要項に確保されるべきサービスの質の達成が示されたことで、初めて入札を検討する者の方もいらっしゃいましたが、本事業の達成基準を明確に把握することができ、その結果、3者応札がありまして、落札額においても単年度当たりでの比較では費用削減が果たせたというところから、市場化テストへの取り組みにより競争性が十分に確保されていたものと考えております。

また、本作業の確保されるべき質につきましては、先ほどご説明しましたとおり、目標を達成しているものと考えております。

経費についてですが、これも繰り返しになりますが、平成25年の市場化テスト導入前に比べますと、クライアントPC単価では5.9%の削減を実現いたしました。入札に当たって継続して明確なサービス項目の設定を行い、また対応すべき業務内容の先例が蓄積されたことと、我々も含めて改善すべき課題を整理したことで、ヘルプデスク要員に求められるスキル等の条件を仕様書等で正確に表現できたと考えております。その結果、応札者の予見・錯誤というものを排することができまして、結果として高いスキルを保有する要員を手配できたものと考えております。さきにお話ししましたように、従来経費と契約金額を比較した場合に、経費削減の点で効果を上げているということを考えております。

以上のことから、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果を得られていると考えておりますので、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、市場化テストを終了することとし、次期事業については総合機構にて行うことといたしたいと考えております。

なお、終了しましても、公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて進めてきました公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報公開に関する事項を踏まえた上で、事業の実施状況評価も含め、機構自体で公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくこととしたいと考えております。

以上となります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、評価（案）についてご説明をさせていただきます。資料A-1に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、Iの事業概要等でございますが、今機構のほうからご説明がございましたので、省略させていただきますが、入札状況については3者応札でございました。選定の経緯につきましては、過去にネットワーク関連業務について、市場化テストの一斉導入が図られたときに選定されたものでございます。

II、評価のところでございます。1、概要でございますが、結論といたしまして、終了プロセスが適当であると書かせていただいております。

2、検討でございます。機構から提出された平成29年4月から平成30年3月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行うものでございます。

続きまして、サービスの質に関してでございますが、(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。こちらも省略させていただきますが、全ての質について達成していると評価しているところでございます。

続きまして、ページを飛んでいただきまして、4ページ目でございます。(3)の実施経費のところでございます。こちらについても説明があったとおりでございますけれども、クライアントPC1台当たりの単価で比較すると、5.9%経費が削減されておまして、経費削減について一定の効果があったものと評価しているところでございます。

よって最後の5ページでございます(4)評価のまとめでございますけれども、質について、達成しております。また、経費についても、一定の効果があったものと評価しているところから、(5)今後の方針でございますが、①、特に法令違反行為等はございませんでした。②、外部有識者のチェックを受けてございます。③、3者応札で競争性が確保されておりました。④、公共サービスの質についても、全ての目標を達成しておりました。⑤、経費についても、効果を上げておりました。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針II. 1. (1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了するこ

とが適当であると考えております。

なお、市場化テスト終了後も、法の対象から外れるものの、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、機構自らが公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいとして、評価（案）を作成しているところでございます。

説明については以上になります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問あるいはご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

全体として、非常にいい結果が出たんだなということなんですけれども、ちょっと1点、結論に影響する話ではないんですけれども、1台当たりで見ると下がっているということなんですけれども、これは逆に言うと、かかった経費、人件費を考えると、このパソコンの台数は増えたというのは明らかな増要因であると。そうすると、ほかの費目なり何なりで一体何が減ったののだろうか。要するに、パソコン台数だけからいけば、17%増だと。ただ、これは正比例で経費が17%増えるという話ともちょっと違うと思うんですよね。そうすると、かかったコストのどこが縮減されたかという分析はある程度されているのですか。

○平本室長 まず第1期のほうで3年間行ったときに、先ほど早口でご説明をさせていただきましたが、マニュアル等の整備については、3年間のところである程度は進んでおりました。このため、今回受託された日本ビジネスデータプロセッシングセンターさんが入るときに、彼らが事前に把握できる引き継ぎ資料がある程度は整備されていたというところ。それと、3年間を通じて行っていた結果、ユーザー側のマニュアルにもある程度効果は出ておりましたので、それらを踏まえて、2期目にかかるであろうと思われていたコストは下げられたと考えております。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○小尾専門委員 結果に影響はないんですが、これは今、平成25年度との比較をしているわけですが、実際には平成26年から28年の3カ年の部分があって、これ自体はクライアント台数も大体同じで、1年間当たり5,412万ですか、になっているので、現実的

には費用は減っていると見る事ができるのですよね。ですから、これはあえて25年度との比較をしているという……。

○事務局 一応、これは従前と比較しての評価(案)というのが原則になります。

○小尾専門委員 そういふことですね。だから、そういう意味では、十分3者が入ってきたことによるメリットは出ていると認識できるので、そこら辺は書けないのであればしようがないのであれですけども、そこは理解できるかなと思います。そういう意味では、本来はあれは台数ではなくて、何か、先ほどお話があったように、業務量とか、実際に働いていた時間とかも多分とられていると思うので、それが実際に増えたのか、それとも減ったのかというほうがより説得力のある理由にはなったのかなとは感じましたね。

○平本室長 ありがとうございます。次年度以降の調達において、作業時間等についても把握するような形でまた評価をし続けていきたいと思ひます。ありがとうございました。

○石堂主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○大山専門委員 これも単なるコメントなので、そう聞いていただきたいんですが、24年のときの1台当たりの単価を見ると、2万9,000円ちょっとで、26年から28年が一番高くて、その後下がってきて、30年でやっともとに戻ったかな、こんな感じですよ。その間にマニュアルの整備とかいろいろあったというので、そう考えてみれば、ある意味、いつとき高いのもしようがない話だとは思ひんですが。ただ、この後を考えたときに、この先、こういう運用の関係については、より合理化するという方法が、あるいは自動化していくということが必要になるわけなので、ぜひ、台数も台数ですから、その辺はそこそこの規模があるので、応札する側にもかなり動機は生まれるだろうと思うところから、ぜひさらにこの費用を下げるような努力をしていただきたいなと思ひます。そのためには、業務量全体の把握といひますか、無駄の削減ですよ。その意味で、発注側と受注側とでうまくパートナーシップ的なものを持ってやっっていくことが大事ではないかなと思ひますので、ぜひ頑張っただきたいと思ひます。

○平本室長 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価(案)の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。特にないですか。

それでは、本日の審議を踏まえまして、終了プロセスに移行するというところで、監理委員会にご報告させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構退室、国土交通省入室)

○石堂主査 それでは、国土交通省の東京国際空港警備業務の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課梅野課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○梅野課長 空港技術課長の梅野でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。まず業務内容について、簡単にご説明させていただきます。

東京国際空港警備業務の概要ということで、警備業務の目的でございますけれども、航空機の安全を確保するために、まず、ハイジャックとかテロとかいろいろございますので、そういったことを防止するために制限エリアというものを設けておりますので、その制限エリアの中に入ることを防止するといった警備業務。それから、私どもの庁舎、下に写真がございますけれども、ここで管制業務とか、航空にとって大事な業務を実施しておりますので、そういった業務に支障がないように、庁舎管理もかなり厳重にしておりますので、そういったところの警戒警備業務。こういった2つの観点で今回の業務をしております。

2のところ、警備業務の内容ということで、右側に少し写真を添付させていただいておりますが、まず、1番目の統括業務、2番目の警備システム監視業務ということで、監視カメラがいろいろな所へ備えられておりますので、そういったものを一元的にここで集中管理している業務になっております。そのフェンスのところにはセンサーなども設置されておりますので、もし何かございましたら、ここで確認して、すぐに誰かを行かせるといようなことを、ここで統括的に監視するよな業務をしております。

それから、3番目の巡回警備業務と申しますのは、こういった形で常にいろいろなところを、羽田空港はかなり広いエリアでございますので、車で順次警備しているというところでございます。

それから、4番目のSRA立入検査業務。これは少し説明が要るかと思うのですが、空港の制限エリアの中はまず一元的に外周をフェンスで囲っておりますが、国際民間航空条約というもので、国際線のエリアについてはもう一段厳しいセキュリティを課すことになっておりまして、空港の中であっても、国内線のエリアから国際線のエリアに移動すると

きには、こういった形で、何か不法な物を持っていないかとか、そういった形で検査することを義務づけられておりますので、そういった業務をしております。主に空港の従業員の監視ということになるかと思えます。

それから、5番目といたしまして立哨警備業務ということで、これは、空港に出入りするのはいろいろな会社がございますので、そういった方が出入りするときには警備すること、ここでゲート管理をしております。その際には、当たり前ですけれども、中に入る許可は持っているかとか、そういったものを監視するところでございます。

それから6番目、これはほかの庁舎でもやっておりますが、庁舎管理業務ということで、ただ、最初に申し上げましたように、非常に重要なシステムが庁舎の中にごございますので、そういった警備にも当たっているところでございます。

こういった形で羽田空港の警備業務をやっていることで毎日運航の安全を図っているというところでございますので、大事な業務をこの警備業務として、業務委託者に実施していただいているというところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。詳細については、担当のほうからご説明申し上げます。

○小谷専門官 初めまして、航空局の空港技術課の小谷です。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから、実施状況につきましてはご説明申し上げます。

まず、お手元の民間競争入札実施事業東京国際空港警備業務実施状況について、資料2に沿ってご説明を申し上げます。

まず1. としまして、事業の概要です。東京国際空港警備業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、平成28年4月から民間競争によって実施しており、現在実施している事業は1期目となります。

1) としまして、業務内容につきましては、先ほど当課課長から説明がありましたので、割愛させていただきます。

2) としまして、契約期間、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年です。

受託事業者としましては、首都圏ビルサービス協同組合です。

実施状況評価期間としましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。

次に、5) としまして、受託事業者決定の経緯ということで、本事業に係る落札者の決

定は、一般競争入札（総合評価落札方式）によって実施し、入札参加者2者から競争参加資格申請書及び技術提案書の提出を受けまして、外部有識者を含む評価者により審査し、首都圏ビルサービス協同組合を受託事業者として決定しております。

次に、2. としまして、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価につきましてです。東京国際空港警備業務請負における民間競争入札実施要項に基づきまして、民間事業者が達成すべきサービスの質及び確保すべき水準の達成状況に対する評価としましては、めくっていただきまして2ページになります。

基本方針としまして、警備業務を通じて、空港の保安の確保に努め円滑な空港運用を可能とすることとしており、要求事項としまして、1つ目が信頼性の確保。測定指標としまして、本業務の不備に起因して、警備システム監視及び巡回警備による警戒・監視業務が停止しないこととしております。これについての結果としまして、代替要員及び代替車両の確保によりシステム監視及び巡回警備の不稼働時間発生件数はゼロ件でした。

次に、測定指標の2つ目としまして、業務中の過失による人身事故及び物損事故を起こさないこととしまして、結果としましては、空港の運用に影響を与える人身事故及び物損事故の発生件数はゼロ件でした。

次に、要求事項の2つ目としまして、事案発生時の措置。測定指標としまして、制限区域及び庁舎内に侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置を行うこととしておりまして、結果としましては、制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置ができなかった件数はゼロ件でした。

次に、2) としまして、警備業務において確保すべき水準としましては、各業務に規定する要求水準を確保するため、業務基準のほかに、従来の実施方法については改善提案を行うことができることとしております。業務種別としましては、警備統括については、確保すべき水準が、指定された担当業務を実施し、適切な統括責任体制を有することとしており、実施状況としましては、責任者として、警備員に適切な指示を行うとともに監督職員への報告も行い、適切な統括責任体制を有しておりました。

警備システム監視については、指定された担当業務を実施し、適切な端末操作により、空港全体の警戒・監視と警備状態の把握を行うこととしており、実施状況としましては、センサー、カメラの警備システムを適切に使用し必要な警戒・監視を行ってまいりました。

巡回警備については、指定された担当業務を実施し、適切な警戒・監視を行うこととしており、実施状況は、車両により適切な警戒巡回を行ってまいりました。

SRA立入検査については、指定された担当業務を実施し、適切な検査を行うこととしており、実施状況としましては、制限区域内の指定された区域へ立ち入る者・車両に対し所持品等適切な検査を行ってまいりました。

立哨警備としまして、指定された担当業務を実施し、適切な出入管理を行うこととしており、実施状況としましては、制限区域内への立ち入りを承認された者及び車両に対し適切な出入管理及び周辺の警戒監視を行ってまいります。

庁舎等警備としまして、指定された担当業務を実施し、適切な警戒・監視を行うこととしており、実施状況としましては、東京空港事務所庁舎及び庁舎敷地内の適切な警戒監視を行ってまいりました。

次に、3. としまして、3 ページになります。実施経費の状況及び評価ということで、1) としまして、3 カ年契約を実施しております。これは、平成28・29・30年度で、トータル3カ年で19億7,100万円になります。このときも、先ほど申しましたけれども、2者応札でした。それで、平成28・29・30年度の3年間で均等割をしますと、1年間の契約金額は6億5,700万円になります。

2) としまして、市場化テスト前後の経費の比較ということで、平成25年度から平成27年度の3カ年、そして平成28年度から平成30年度の金額をこちらのほうへ記載させていただいております。

次に、3) 検証としまして、空港制限区域内の警備体制の強化のため、時間運用のゲート2カ所、17時間及び12時間運用でしたが、これを24時間運用に変更しております。次に、市場化テスト導入前から契約金額が上昇傾向にあり、この大きな要因としまして、2020年に実施される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本国内における警備員確保の構造的な問題があるところであり、警備業務の需要増により要員確保が非常に厳しい状況となっております。このため、我が国全体で見ても、労務単価が上昇しており、表2の労務単価も上がっております。次に、警備業者は人材確保のために人件費コストが増加しております。これは4 ページ目の表3になりますけれども、所定内給与額を見ただけですと、平成25年から平成29年、いずれにしても右肩上がりに上昇しております。

一つ説明が漏れましたけれども、表1の職業別有効求人倍率に関しましても、保安の業務に関しては、平成25年から平成29年までに関して、これは厚労省の一般職業紹介状況のほうから抜粋をさせていただいておりますけれども、全体に比べて保安の職業に関し

では、非常に右肩上がりになっているというところが、この統計からもご覧になっていたというところがございます。

次に、4ページ目に入らせていただきます。4. としまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項等としまして、仕様書に定める要員に加えて、警備本部によるバックアップ体制の確保により確実な業務体制を構築し、さらに自動激突防止装置付き車両の導入により事故発生の抑止を図り、達成すべき質が確保されました。

それで、5. としまして、全体的な評価としましては、達成すべき質の達成状況については、各業務において確保されるべき質のいずれも達成されていると認められます。また、民間事業者の創意工夫による改善提案がなされたことで、安定的な体制が図られたことは評価することができます。

民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為はありませんでした。

入札に当たっても2者が応札しており、競争性は確保されると認められますが、経費削減については、先ほど申しました警備業界全体の人件費コストの増加が契約金額上昇の要因であると考えられることから、削減は困難であったという状況です。

また、実施状況については、東京航空局に設置している外部有識者（大学教授、弁護士）で構成している総合評価委員会（5月22日開催）において審議を受け、特段の意見もなく、良好な結果が得られたことを確認しております。

6. 今後の事業としまして、本事業への市場化テスト導入は今回が1期目でありますが、事業全体を通した実施状況は以下の①から⑤まであります。①としまして、実施期間中に受託民間事業者が業務改善指示を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為を行った事案はありませんでした。

②としまして、総合評価委員会は、外部有識者で構成され、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っております。

③としまして、入札は2者応札であり、競争性も確保されております。

④としまして、対象公共サービスの確保されるべき質については、目標も達成されております。

⑤として、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、警備業界全体での人件費コスト増加が契約金額上昇の主な要因となっていると考えられることから、引き続き市場の動向を注視しつつ、技術革新の取り入れによるコスト削減に取り組むことといたします。

最後になりますけれども、5ページの2) としまして、本事業につきましては、総合的

に判断すると良好な実施結果が得られていることから、次期事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、終了プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたいと考えております。

以上となります。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、総務省より国土交通省の東京国際空港警備業務の評価について説明させていただきます。資料をご覧ください。

まず、事業の概要等につきましては、先ほど国土交通省より説明がありましたので、割愛させていただきます。

次に、評価でございますが、こちらのほうも、2ページ目をご覧くださいと思います。（2）対象公共サービスの実施内容に関する評価でございますが、同じく先ほど国土交通省から説明がありましたように、確保されるべき質の達成状況として定めた各水準は全て達成しているといった状況になっております。

また、民間事業者からの改善提案といたしましても、仕様書に定める要員に加えて、警備本部要員によるバックアップ体制により確実な業務体制を構築し、さらに自動激突防止装置付き車両の導入により事故発生の抑止を図り、達成すべき質が確保されたということでございます。

次に、実施経費でございますが、同じく国土交通省からも説明がありましたとおり、従前経費と比較して11.6%、単年度当たり平均にいたしまして6,862万4,000円増加しているということですが、その増加要因につきましては、先ほど国土交通省からも説明がありましたように、分析・検証をしておりますが、その主な要因である人件費等を含む経費の積算内容を総務省として精査する限りにおいては、十分、説得が得られるものとは判断しがたいものと評価しております。

以上を踏まえまして、評価のまとめでございますが、当事業は市場化テストを導入して今回が1期目であり、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、目標を達成しており、また民間事業者の改善提案につきましても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価しております。

しかし、先ほども申しましたように、実施経費につきましては、従前経費と比較しても、

単年度当たり6,862万4,000円の増加となっており、その増加要因についても国土交通省として分析・検証しておりますが、その主な要因である人件費等を含む経費の積算内容を精査する限りについては、十分、説得が得られるものとは判断しがたく、課題が認められるというところでございます。

最後になりますけれども、今後の方針でございますが、先ほども述べましたように、経費の削減の点において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは難しく、そのため、次期事業におきましては、当課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

総務省からは以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、意見を交わしたいと思います。今日はちょっと委員が2名ですので、多数決はやりませんので、よろしく願いいたします。

私のほうから。今、総務省のほうからありましたように、経費が増えてしまったことについて、いろいろと検証されたということは我々も理解したのですが、この総務省の見解というのは、経費の積算内容の精査をしてみると、ちょっと疑問が残るといふ言い方なんですけれども、私はまたちょっと違う角度から、国土交通省さんは、経費が増えてしまった。それが増えたのはなぜかということをご説明されているのですけれども、これは、市場化テストで経費の節減ができたかというのは、市場化テストという仕組みの中で経費の節減ができたかということを知っているのであって、この増のほうの説明はきちんとされていたとしても、ではそれを取り去ったあとの部分で、経費の節減があったかということがないと、市場化テストの効果で経費が減ったということにはならないんですね。ですから、今回、国土交通省さんが出された増の要因は何であったかということだけでは、市場化テストの効果として経費の削減が見られたという結論はなかなか出せないんだということをご理解いただきたいと思うんですね。ですから、私も、ご説明を聞く限りでは、総務省の経費の節減のところはまだ評価するわけにはいかないというほうにちょっと軍配を上げざるを得ないなと思っております。

何かご意見があればと思いますけれども、いや、そのようにご理解いただければ、それでよろしいんですけれども。

それから、私のほうからちょっと2点ほど確認させていただきたいと思っていたのですが、一つは、全くの確認ですけれども、達成すべき質の中で、制限区域及び庁舎内へ侵入した不審者及び不審車両に対し適切な警備措置ができない件数はゼロにしろというのがあるのですが、これは、今回評価対象にした2年間で実際のところこれは何件ぐらい発生したかというのはわかりますか。何件ぐらいの発生に対して適切に対処したのかということです。僕はあまりないのではないかという気がするものですから。

○小谷専門官 発生件数はありません。

○石堂主査 ないんでしょう。

○小谷専門官 はい。

○石堂主査 だから、これは非常に厳しい要件に見えるけれども、そうめったに起きることではないんだろうなと思うんですよね。ですから、これは、この結果のところも、これはゼロ件であったというのほうではないんですけれども、発生そのものがなかったと書いていただければ、それでよかったような気がするんですね。

○小谷専門官 わかりました。

○石堂主査 それから、さっき経費の節減について多々申し上げましたけれども、応札者が2者だったから、競争性は確保されていたと認められると書かれているのですが、実際の経緯を見ていくと、2者のうち1者は予定価格オーバーなんですよね。だから、この予定価格のオーバーも、ほんのちょっとオーバーしているくらいだったら、そこで競争状態があったとわかるのですが、片一方がもう全然むちゃくちゃな価格で入ってきていると、「2者だったから競争性が」とはなかなか結びつかないケースもあるんです。ですから、今回示されている中で、オーバーした1者のほうはどのくらいの乖離があったのか。細かい数字は結構ですから、ほんのわずかだったのか、要は接戦だったのか、大きく予定価格を超えてしまったのかというあたりをお聞かせ願えれば、競争状態があったかどうかの参考になるかなと思うんですけれども、そこはいかがですか。

○小谷専門官 落札率につきましては、平成28年度から30年度につきましては、今回落札した首都圏ビルサービスは●%でしたけれども、他社、もう1者に関しましては●%でした。

○石堂主査 大分開いているんですね。

○小谷専門官 開いておりますね。

○石堂主査 はい、わかりました。

○梅木副主査 ご説明、ありがとうございます。私のほうからは、こちら資料のところをちょっと拝見しながら気がついた点についてお伺いしたいのですけれども、平成25年からの状況を見てみますと、説明会の参加者の数で見ますと、結構少なくはないなという感じで、10者、9者、5者、5者という形なんですけれども、実際に応札されているところというのは2者ということなんです。この説明会に来ただけけれども、応札しなかったところに対して、どういった理由でもって応札に応じなかったのかというのは、過去あるいは最近、事情を聞いたりといったことはされているのでしょうか。

○小谷専門官 済みません、そこまでは状況把握ができておりません。

○梅木副主査 5者、説明会に参加されているということは、関心を持って検討されているのが複数あるかなと思うので、どういったところなのかというのをぜひヒアリングされると、今後の改善にもつながるのではないかなと思いました。

あと、済みません、コストの人件費のほうの分析のところなんですけれども、増加の理由が主に単価のほうの上昇だといったことなんですけれども、人数についてもこちらは分析された上で、それで主なる理由というのが単価のほうにあるという検討をされたということですか。

○小谷専門官 人数ですか。

○梅木副主査 人数です。

○小谷専門官 警備員の人数も、どうしても24時間勤務になれば、これだけの空港のポストを数えると、大体、おおむね70人弱程度の警備していただく人の数が必要となりますが、どうしても70人を集めるというのは、このご時世では非常に困難な状況となっています。そのためにはどうしても、都内だけではなく、いろいろな、例えば地方のほうとか、そういったところから警備員にお越しいただいております。そのためにはどうしても住居とか、いろいろなところを確保する必要があります。それにはどうしても単価を上げたり、いろいろなところでコストがかかってきており、上がらざるを得ない状況が自然と発生しているというのは事実です。そのため、今オリ・パラに向けていろいろなところで警備会社の需要というのが上がっているのはもうご承知のとおりだと思うので、どうしてもこれはもうやむを得ない状況ではないかと我々は分析しております。

○梅木副主査 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ですから、上がる要素はあって、我々もそれは納得できるという中で、ではそれ以外の要素のところ市場化テストのプロセスを通じてうまく減少することができて

いるかという視点を持って今度は分析していただければと思うんですよね。いいですか。

○梅木副主査 はい。

○石堂主査 それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、先ほど来申し上げていますように、本件については、市場化テストを通じて経費の削減が実現したとはちょっと認められないと我々は判断します。それからもう一つは、2者応札だから競争性が確保されたという点についても、入札価格のオーバーのぐあい、その国交省さんのほうの分析を聞く限りにおいては、必ずしも競争性が確保されたとまでは言えないのではないかという点もありますので、本日の審議を踏まえて、市場化テストを継続するというのでやっていただきたいと思います。その内容で監理委員会の方に報告を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室、環境省入室）

○石堂主査 それでは、環境省の大山隠岐国立公園大山寺及び柵水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務の事業評価（案）について審議を始めたいと思っております。

事業の実施状況について、環境省自然環境局国立公園課田中課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○田中課長 環境省、田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料3-1、大山隠岐国立公園大山寺及び柵水高原集団施設地区の公園施設維持管理、それから情報提供等業務の実施状況について（案）ということでご説明させていただきたいと思っております。

まず事業概要でございますが、(1)のとおり、施設の維持管理と情報提供が中心でございます。

(2)、業務の委託期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間、市場化テストの4期目となります。

(3)、受託事業者は、一般財団法人自然公園財団鳥取支部です。

(4)、事業者決定の経緯でございますが、平成28年12月14日に入札公告を行い、平成29年2月13日に入札説明会を実施。説明会には結果として自然公園財団1者が参

加となりました。3月3日に企画書の受付を締め切り、提出された企画書の内容を審議し、評価基準を満たしていることを確認しまして、3月10日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、総合評価を行い、上記事業者が適切ということで落札と決定いたしました。

2番の確保されるべき質の達成状況及び評価でございます。サービスの質につきましては、平成29年2月から平成30年3月までの状況でございますが、(1)大山情報館の管理運営業務につきましては、アの保守管理のとおり、適切な業務の履行、具体的には施設のあけ閉めとかメンテナンス、それからイ、清潔・安全の維持、例えばトイレ等の清掃・点検手順や重点箇所、それから頻度、施設内の器具の配置等でございます。

ウの情報提供でございます。2ページのほうにまいります。これは大山情報館における窓口や掲示物などによる国立公園の利用案内、自然情報の提供、情報発信を行うものでございます。

イとウにつきましては、利用者からアンケートを行い、「満足」・「やや満足」の割合が6割未満となるような場合は、意見が多い事案を見直し、改善することとしております。

なお、大山情報館の利用者数は年間約13万人となっております。

エは、展示物及び設備・備品の損傷・遺失、大山情報館の敷地内における利用者のけがの発生件数がゼロ回であること。

オは、保守管理・情報提供についての利用者からのクレームについて、業務の不備と認められるものが年間5件を上回らないこととしております。

(2)、野営場のほうの管理運営業務でございます。具体的には、豪円山と下山の2つの野営場でございます。このウのところの物品提供、野営場の利用者に対して、例えばですけれども、蚊取り線香とかスキンガードみたいな必要な物品を提供することを目的とし、類似の意見・要望が5割以上あった場合には、物品の提供を検討、必要に応じ改善することとしております。それ以外につきましては、質の評価の内容は(1)の情報館と同じでございます。

2ページ目の下の(2)、評価についてでございますが、事業者から提出された日報、月報等から、大山情報館・野営場の管理運営業務、公衆便所等の保守管理業務のいずれも適正に履行されております。

アの大山情報館の管理運営業務につきましては、大山情報館の保守管理と利用者への安心・安全で快適な空間の提供、利用者のニーズに応じた情報が提供されており、サービス

の向上が図られております。

3 ページでございますが、イの野営場、公衆便所等の管理運営業務につきましても、野営場等の受付、利用者に対する物品提供など、適切に実施されており、施設の保守、清潔さを十分確保しております。

ウの利用者に対するアンケート調査の結果からも、施設等の快適性について、「満足」・「やや満足」の割合が60%以上で、利用者の事故もなく、クレームもございません。

以上のことから、いずれも确实・適切に実施され、おおむね良好と評価できることから、達成すべき質に達しているものと評価しているところでございます。

利用者からのアンケートの調査結果でございますが、回収数と回収率の実績につきましては、※の注にございますとおり、平成29年度からは英語表記のアンケートを実施し、外国人からの回収数が増加し、平成29年度は、実は工事中であったにもかかわらず、回収数、回収率ともに増加しているところでございます。

2の平成29年度アンケート結果については、大山情報館の設備、清掃、職員対応の全において「満足」・「やや満足」が6割を上回り、下のほうの野営場につきましても、「満足」・「やや満足」が9割以上となっております。

利用者からの要望及び意見等に対する対応につきましては、利用者からの意見や要望について、表にあるとおり、改善等を実施し、解消しているところでございます。

4ページのちょうど真ん中のところでございますが、3、実施経費の状況及び評価等の初めのところの(1)、実施経費と削減効果についてですが、従来経費は、市場化テスト直前の額が原則でございますが、平成28年度を従来経費として比較しますと、149万円、8.4%の削減効果が見られます。

(2)、評価についてですが、実施経費も同様に、管理対象範囲が近似する平成28年度を従来経費として比較しますと、経費は8.4%削減されております。また、平成28年度は、期間が9カ月となるため、月額経費で比較しますと、削減率は約31%となり、確保されるべきサービスの質を確保し、効率化等により、コスト削減効果を得たものと評価できると考えております。

(3)、民間事業者からの提案による改善実施事項等につきましては、企画書提出時と、それから業務を履行する中で、サービスの向上のための改善提案を受託事業者から受け、実施しております。

具体的には、(1)大山自然歩道をはじめ、気象情報、草木等の開花状況等の情報を提供

することで、自然探勝を目的に訪れる登山者や利用者に対する利便性の向上を図りました。

(2)、登山基地の野営場でも、登山の問い合わせに対応し、経験豊富なスタッフを配置いたしております。また、大山情報館での掲示等により、登山情報を発信し、登山者の利便性・安全性に貢献いたしました。

これら改善提案を実施した取り組みは、全て利用者へのサービス向上につながったものと評価できるものとしております。

5ページの総合評価でございます。(1)、質の確保につきましては、各業務の質を確保し、利用状況に応じた改善提案を実施することで、質を低下させずに業務を実施しております。施設自体は老朽化が進んでおりますが、適切な保守管理により、設備に起因する事故もございません。野営場は、きめ細かい対応により、利用者から衛生面での満足度を9割以上の方からいただいております、高く評価できると考えております。

アンケートは、平成29年から英語版を作成し、外国人向けのアンケートを開始しております、外国人利用者からの要望につきましても、業務運営に反映し、満足度向上につながっていると評価しております。

「また」というところの Paragraph でございますが、館内に「自然ふれあいコーナー」を設置いたしまして、自然に親しむ工夫をするなど、通過する利用客を呼び込む「体験型のコト消費サービス」を提供いたしております。その際にアンケートの協力を求め、サービスの向上・改善につなげていることは、高く評価できると考えております。

(2)、経費の削減につきましては、本市場化テストの目的の一つであります低廉な経費での実務状況につきまして、平成28年度の1,773万円に対し、平成29年度は1,624万円ということで、149万円の削減効果が得られております。また、第3期は期間が9カ月のため月額で比較いたしますと、削減率は31%ということで、コスト削減による効率的なサービス提供がなされていると考えております。

(3)、今後の展望につきましては、今年3月にデジタルサイネージと電子黒板とを整備いたしております。今年度は、民間事業者が大山寺地域の観光案内所等と連携したリアルタイムな情報発信を予定しております。また、4月からは、レストハウス、登山情報、国立公園等の情報発信を強化し、大山情報館を「大山ナショナルパークセンター」としてリニューアルオープンいたしております。これから訪日の増加が見込まれる外国人観光客も含めまして、快適性を追求し、利便性の向上が期待されるところでございます。

5ページの下のほうの今後の方針についてでございます。(1)、実施状況につきまして

は、このテストは今期で4期目となります。これまでの市場化テストでの事業全体を通じた実施状況は、①、業務改善指示を受けまして、また改善に関する法令違反行為等はありませんでした。②、本業務につきましては、環境省部局内に設置される外部有識者委員会を実施状況報告のチェックを受ける体制を構築する予定といたしております。③、入札に当たり、1者応札で、競争性というところの課題は残っていると考えております。④、達成すべき質は、設定した項目、事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、おおむね良好なサービスが達成されていると考えております。⑤、従来経費と契約金額を比較し、管理運営の対象範囲が近似する第3期との比較において、経費削減の効果を上げております。

6ページの(2)、競争性改善の取り組みでございます。本事業に関連しまして、競争性改善のため、入札参加資格の要件緩和等の改善に取り組みました。①の全省庁統一資格につきまして、Dの等級も追加いたしております。また、②のグループ参加における必須項目も、さらに緩和いたしましたところでございます。少し割愛いたしまして、⑨、入札参加が期待される事業者、地元業者と大阪の業者に対しまして、ヒアリングを実施いたしました。ヒアリングを踏まえて、入札に係る仕様書等の改善も、①とか②とか⑩のように試みてみました。また、⑩の広報活動として、これは資料C-5のところにも6つの事業者を例として書かせていただいておりますが、これらを含めまして、入札の参加が期待される者への積極的な広報を行い、電話をしたり、あるいは県や市の広報の協力なども行ってまいりました。しかしながら、2月13日の入札結果につきましては、1者応札でございました。

このため、昨年の6月23日の本入札監理小委員会で受けましたご指摘を踏まえまして、このC-5の1ページ目(2)からの4事業者へのヒアリングなどを行いまして、その結果も踏まえまして、こちらの資料3-2のような自己チェック資料というのをつくらせていただきました。資料3-2の自己チェック資料、①、競争改善上のチェックポイントの対応につきまして、業務の統合・分割につきましては、大山周辺の専門的な知識を有する者が、施設管理や運営を一体化し、業務の効率化、サービスの向上、コスト軽減等を狙い、業務を分離・分割することは難しいといったことをこの前回の会議後のヒアリングで改めて認識した結果となっております。

その理由としては、(1)、管理する施設が分散しておりまして、施設管理と運営を一体化することによって、責任の所在を明確にする。万が一事故が発生した場合に、どちらの責任かといったことに時間を使わないように、速やかに対応する。それから、常に常駐す

るということで、速やかに対応する。それから、登山や自然情報の双方を有する人材の確保によって、コスト削減ができることがその理由でございます。

②のさらなる改善が困難な事情の分析につきましても、ヒアリング等を踏まえまして、この業務は、業務内容の専門性、それから施設の立地状況等から、事業者が限定される状況となっていて、なかなか今後も改善が難しいのではないかとというのが現在の認識でございます。

具体的には、まとまりのある施設管理の必要性につきまして、①、大山情報館、ナショナルパークセンターの管理運営、それから野営場の管理運営、それから便所、それから駐車場の保守点検、これら散在した施設をまとまりのあるものとして一元化してサービス提供することで、責任の所在を明確にする必要がございます。施設内に散在する施設管理・運営のため、それから必要最小限のスタッフで効率的に対応すると、1人のスタッフが複数の業務を兼業することによってこれらが達成されているところでございます。

また、(2)、業務の専門性でございます。施設管理運営業務に関して、自然環境や登山情報に関する専門知識を有する人材を確保する必要があります。自然環境保護の観点から、大山地区の自然環境の基本的な情報、四季の変化状況等の情報に加えまして、公園内の位置、それから希少性に関する情報など、登山道や周辺の道路状況等、利用者のニーズにリアルタイムで対応するという情報提供が機能として求められます。特に、登山情報は、こちらのキャンプ場等がその基地になっておりますので、利用者の安全・安心にかかわります。県や市と連携し、100人以上のネットワークからこれらの情報を日々集めている。どこにあったかという情報も、地図を見なくても、ここだということをすぐ電話で特定しなければいけないような特殊性もございます。

地理的な特性としては、この管理対象施設が大山隠岐国立公園の大山地域一帯に散在しておりまして、登山、キャンプ、自然探勝、スキー場等のレジャー客が都市からマイカー等を利用して集まる地域ですが、JR米子駅からバスで50分という不便な地域にございます。それから、キャンプ場繁忙期につきましては、宿直も約50日間必要になりますし、シャトルバスが来る朝6時にはトイレをあけなければいけない。このような地理的な状況から、新規事業者において人材確保が難しく、また地元の協力者を確保することも困難であると、去年の小委員会後のヒアリングでいろいろな事業者に聞いたところ、やはりそのような回答をいただいております。

以上の3つの特殊事情から、事業者が限定されており、今後も複数応札というのはなか

なか難しいということであろうといった見通しは持っているところでございます。

そのようなことから、資料3-1の最後のページでございますが、1者応札の競争性の課題は残っておりますが、本テストの実施のみでは状況の更なる改善を見込むのが難しい事情があるため、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に照らしまして、今期をもちまして市場化テストを終了させていただきたいと考えているところでございます。

しかしながら、平成21年以降、市場化テストの指導を受けまして、例えばですが、アンケートをして利用者からの声を集めて改善策を施すことによって、我々は質を高めることができました。20年以上のキャンプ場ではありますが、その維持管理の改善によって、利用者に対しより精度の高い情報提供、半数以上のリピーターの獲得、それから財団の管理水準の向上等がデータで証明されております。改めまして、本市場化テストにかかわる皆さんに心より御礼を申し上げたいと考えております。

また資料に戻りますが、本市場化テスト終了後も、これまで監理委員会における審議を通してチェックいただいた公共サービスの質、実施機関、入札参加条件資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き、法の趣旨に則った環境省自らの公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力をして参るという決意でおります。

私からの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、総務省から評価（案）についてご説明をいたします。資料C-1をご覧ください。

1の事業の概要等につきましては、実施府省からご説明がありましたので、省略させていただきます。

評価についてですが、事務局では市場化テストを終了することが適当であると判断しております。

実施状況等につきましては、ただいま環境省のほうからご説明がありましたので、それらを踏まえまして、全体的な評価及び今後の方針についてまとめてお話をさせていただきたいと思っております。6ページをおめくりいただきまして、(8)今後の方針についてのところをご覧ください。

本事業の市場化テストは4期目でございます。事業全体を通じての実施状況は、ただいま環境省から説明があったとおりですが、以下4点について確認いたしました。

まず1点目、実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反等の行為も見当たりませんでした。

2点目、環境省に設置している、外部有識者で構成している環境省の内部会議において、今後実施状況のチェックを受ける予定であるということ。

3点目、確保されるべき公共サービスの質においては、おおむね目標を達成していること。

4点目、経費の削減においては、従来経費、これは平成28年度との比較ですが、8.42%、月額で換算いたしますと31.3%の削減効果を上げております。

一方で、入札におきましては、1者の応札ということで、競争性に課題が残っております。したがって、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難ではありますが、環境省が競争性改善の取り組みについて様々な取り組みを行ったことについて確認いたしましたので、4点の確認事項について報告をいたします。

1点目です。「実施要項作成時における競争性改善上のチェックポイント」に規定している発注単位の検討あるいはその他競争性改善のため、入札参加資格の要件緩和等の改善を試みていることです。これは、実施府省が提出いたしました資料3-1、6ページのとおりでございます。

2つ目は、競争性の改善あるいはコスト削減について更なる改善が困難な事情、3つの特殊要因について分析がなされていることです。これは、自己チェック票、資料3-2、②のとおりでございました。

3番目といたしまして、入札参加が期待される者にヒアリングを行い、その理由について分析した上で、入札に参加しやすい条件設計などを試みているということで、これは資料C-5、③のとおりでございました。

最後に4点目として、環境省あるいは出先の機関、地元の役場、自治体等に広く呼びかけて、積極的に広報活動を行い、入札参加者の拡大を試みているということで、資料C-5、④で確認をいたしました。

以上のことから、事業全体にわたりまして全体的な状況を確認した上で、事務局で総合的に判断をいたしました結果、本事業につきましては、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. 1. (2)、市場化テストの実施だけでは更なる改善が見込

めない事業であるという基準に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると、このような判断に至りました。

なお、今後は、市場化テスト終了後で法の対象から外れることとなりますが、環境省が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めて参りたいと思います。

最後になりますが、今後の入札状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることもあり得るということを付言いたします。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について意見交換をしたいと思います。

私から、ご説明の中で、事業者が限定されているという表現が非常にたくさん出てくるのですけれども、これは、当面この1者以外は考えられないと受け取ってよろしいんですかね。

○田中課長 私自身は、そのように考えております。ここの地域以外のところでも、例えばですが、自治体が草刈りしているようなところをちょっと一時期、他の土木事業者に1年間委託したという話を聞いたことがあるのですけれども、そこで希少種であるマツムシソウを専門知識のない人が刈ってしまって、地元の環境保護団体から大きなクレームを受けているような話とか、あるいは、全く別の施設なんですけれども、これまでお願いしていたところと違うところに一度お願いしてみたところ、来訪者、もともと自然の好きな人たちが集まる場所で、いろいろな質問が出てきたのですけれども、その設備、ビルの清掃等のコンサルが受けて、人をその情報館みたいなところに置いておいたのですけれども、もう全く答え切れないので、1週間で「もう自分たちはできません」ということで契約解除の申し入れを受けたようなケースが別のところですが、我々はそういうところも知っておりますし、先ほども少しお話ししましたが、キャンプ場利用者が多い時等、年間50日位は宿直もしなければならず、また、シャトルバスが来るようなところでは、朝6時前からスキー客やお客さんが来るので、トイレなども当然開けておかなければならない時に、標高700メートルとか、冬は雪がたくさん降るような場所については、きちんと人を張り付けられるところはないかと、去年のヒアリング後にいろいろなところに聞いたり、県とか市とかの意見を求めましたけれども、「相当厳しいとは思

よ」と聞いているので、率直に私が聞かれれば、簡単ではないと思っております。

○石堂主査 わかりました。

あと、結論的に終了プロセスに移行というのは、環境省さんも総務省も一緒なんですけれども、最後にちょっと微妙に思うのが、環境省さんのほうは、最後、「なお、市場化テスト終了後も」というところで、入札参加資格とか何とかと書いてあるのですけれども、最後、「環境省自ら公共サービスの質の向上、コスト削減等を図る努力をしてみたい」という締めになっているんですね。総務省の資料は、最後、結論を出した後に、「なお、今後の入札状況によっては」という表現があって、これは、環境省さんは、これが終了プロセスになった後も競争入札は続ける前提で物を考えておられるのか、それとも場合によってはもう随契に移行して、その中で価格交渉なりなんなりをやっていくという意味も含めて書かれているのか。それで、終了プロセスに移行した後となると、もう我々はどうやれ、どうやるなということをする立場ではないんですけれども、その方向性はどのようにお考えになっているかと。

○田中課長 現時点で、随契に移行することは考えておりません。

○石堂主査 考えていないんですか。

○田中課長 はい。

○梅木副主査 ご説明、ありがとうございます。競争性改善のためにいろいろな取り組みをされてきたということで、そのご尽力はすばらしいなと思います。その結果、1者入札で、業務の特殊性でといったことはわかりましたけれども、当面はこちら、今委託していただいている団体に引き続きお願いすることになると思うんですけれども、1者に頼ってしまうというリスクというのもやはりありますので、現状はこれ以上の取り組みは難しいということで、こちらの市場化テストは終了ということなんですけれども、何らかのきっかけでこちらの団体がこの業務ができなくなるような事態も今後ないとは言えませんので、引き続き別の受託先を探すということは継続していただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○石堂主査 それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 別段ございません。

○石堂主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、市場化テストから終了プロセスに移行するというので、監理委員会のほうに報告を出したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(環境省退室)

○石堂主査 それでは、続きまして、事務局から報告事項があります。それでは、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは引き続き、大山隠岐国立公園大山寺及び柗水高原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供等業務に係る平成30年度分契約変更についてご報告をいたします。

本件の契約変更は、大山情報館の改修工事に伴いまして、テラスの増床、シャワールームの増設、コインロッカーの設置等がございました。特に2点目のシャワールームの増設に伴いまして、更衣室付きシャワールームを3つほど新設いたしました。新設に伴うシャワールームのクリーニングや、チェック等の回数に変更が生じました。なお、利用者には、シャワールームの利用料を徴収すると、環境省から報告を受けております。以上をもって契約変更についてのご報告とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいま事務局より報告がありましたけれども、よろしいですか。

それでは、特段、意見もないようですので、異存なしということにいたしたいと思いません。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —